

## 津市久居榊原風力発電施設の処分について

## 1 経緯

津市久居榊原風力発電施設は、平成11年5月に竣工以来、地域特性の活用による地球温暖化対策として電力を供給するだけでなく、地域の活性化や環境教育の題材として広く利用されており、また、周辺には第三セクターや民間企業による風力発電事業が展開されてきたことから、津市としての役割は終えたものと考えます。

更に、津市行財政改革中期実施計画において、施設管理運営方法を見直すこととしていることから、当該施設を処分しようとするものです。

## 2 処分対象物件

津市榊原町4183番地2

津市久居榊原風力発電施設

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 久居榊原第1～第4風力発電所 | 4基  |
| (2) 送配電線設備         | 一式  |
| (3) 変圧設備開閉所        | 1箇所 |
| (4) 航空障害灯          | 2本  |
| (5) 管理棟施設          |     |
| ア 管理棟              | 1棟  |
| イ 遠隔監視通信設備         | 一式  |
| ウ 給排水処理設備          | 一式  |
| (6) 簡易トイレ          | 2棟  |

## 3 処分方法

一般競争入札による売却を行います。

## 4 今後について

- (1) 入札後に仮契約を行い、財産の処分についての議案を提出します。
- (2) 当該施設に係る歳入歳出は、津市風力発電事業特別会計で処理されていることから、同会計の清算に係る手続きを行います。

位置図

